

札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）

農試公園等

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不適当と思われる記載内容は削除している。

管理業務の計画書

第12公募 農試公園・発寒西陵公園



目次

1 総括的事項に関する取組	1
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標	1
(1) -1 基本方針	1
(1) -2 事業目標	5
(1) -3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み	7
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組	8
(2) -1 平等利用確保の方針	8
(2) -2 平等利用確保の取組項目	8
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等	11
(3) -1 取組についての基本的な考え方	11
(3) -2 当協会におけるこれまでの取組・成果	13
(3) -3 農試公園・発寒西陵公園におけるこれまでの取組	15
(3) -4 当公園における今後の取組	16
(3) -5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者	17
2 統括管理業務の実施内容	18
(1) 管理運営組織の確立	18
ア 責任者の配置、組織の整備	18
イ 従事者の確保、配置	26
ウ 人材育成・研修計画	32
エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上	36
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組	40
(2) -1 組織的な情報共有の取組	40
(3) 第三者に対する委託の方針	45
(3) -1 具体的な再委託業務	45
(3) -2 再委託の適正確保のための具体的方策	45
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組	47
ア 市民との協働や地域等との連携	47
イ 札幌市等との連絡調整	49
(5) 財務	50
(5) -1 資金管理に関する基本的な考え方	50
(5) -2 現金等取扱に関する基本的な考え方	50
(5) -3 現金取扱規程	50
(5) -4 現金等取扱に関する事故防止システム	51
(5) -5 インボイス制度について	51
(5) -6 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合	51
(6) 苦情対応	52
(6) -1 苦情等対応の基本的な考え方	52
(6) -2 苦情等対応の具体的な手順	52
(6) -3 苦情等の対応システム・フロー	54
(7) 記録・モニタリング・報告・評価	55
(7) -1 記録・モニタリングに関する基本的な考え方	55
(7) -2 セルフモニタリングの具体的な実施方法	56
3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容	57
(1) 維持管理業務計画	57
(1) -1 総括的事項	57
(1) -2 施設・設備の維持管理	60
(1) -3 植物の育成管理	84
(2) 仕様書等との差異	96
(2) -1 維持管理業務特記仕様書との差異	96
(3) 防災業務計画	97
(3) -1 防災業務の実施方針及び役割分担	97
(3) -2 防災訓練計画	99
(3) -3 事故等への対応方法	100

(3) - 4 消防法への対応.....	106
----------------------	-----

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 107

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画.....	107
(1) - 1 取組の基本的考え方.....	107
(1) - 2 具体的な取組の実施計画.....	107
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画.....	117
(2) - 1 取組の基本方針.....	117
(2) - 2 具体的な取組の実施計画.....	118

5 利用者サービス等に関する取組 121

(1) 利用促進計画.....	121
(1) - 1 有料公園施設の利用促進基本方針.....	121
(1) - 2 業務計画の実施要領.....	123
(1) - 3 年度別実施計画.....	126
(2) 自主事業への取組.....	127
(2) - 1 取組の基本的な考え方.....	127
(2) - 2 取組の具体的内容.....	128
(3) 公園の課題把握及び理想像の実現.....	134

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 136

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保.....	136
----------------------------------	-----

7 類似業務の実績 137

(1) 指定管理業務の実績.....	137
(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績.....	137
(3) 当協会の業務における成果の代表事例.....	138

8 札幌市内の企業等の活用について 143

(1) 活用についての考え方.....	143
(1) - 1 札幌市内の企業・団体を活用する理由.....	143
(1) - 2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	143

9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 144

(1) 適正な業務執行について.....	144
(1) - 1 個人情報適正な取扱いについて.....	144
(1) - 2 円滑な引継ぎ対応について.....	144
(2) 記念日等を活用した企画の実施について.....	144
(2) - 1 防災の日（防災週間）に行う企画について.....	144
(3) 農試公園の管理運営についての提案.....	145
(3) - 1 屋外芝生スタンド（スキースロープ）改修.....	145
(3) - 2 公園公衆トイレの改修.....	145
(3) - 3 防犯カメラの増設.....	145
(3) - 4 駐車場の増設について.....	145

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

(1) - 1 基本方針

農試公園の特徴

農試公園（以下、「当公園」といいます。）は、昭和 50 年に旧農林省北海道農業試験場跡地に、8.5ha の地区公園として整備され、平成 4 年に 12.4ha に規模を拡大し、運動公園に種別変更されました。平成 5 年には、現在の公園のシンボルとなっている屋内施設「ツインキャップ」が完成し、これにより季節や天候に左右されることなく、自然光を採り入れた屋内グラウンドでスポーツが楽しめるようになりました。

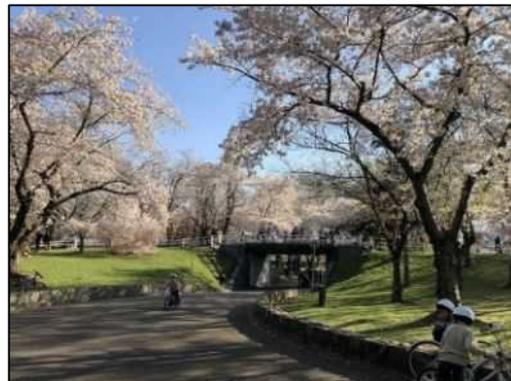
また、令和 2 年から約 5 年をかけて、老朽化した施設の改修工事が複数のエリアに分けて行われています。その中で、令和 5 年春には、近隣の小学生などの意見を踏まえて、障がいの有無にかかわらず誰もが遊べる 7 種類のインクルーシブ遊具が設置されます。

これらを踏まえて、当公園は、次のような特徴があると考えます。

【特徴 1】住宅地に囲まれた、緑あふれる憩いの空間

清涼な琴似発寒川に沿うように位置する当公園の周辺は住宅地で、JR 琴似駅からも比較的近い位置にあり、年間を通じて多くの利用者が訪れ楽しまれています。

園内には 240 本余りのサクラの木があり、開花時期には家族連れや高齢者の福祉サービス、幼稚園・保育園の遠足など、多くの花見客で賑わいます。また、農業試験場時代のポプラ並木が残されており、並木越しに遠く手稲山を望む風景は、当公園ならではの景観を創出しています。



【特徴2】多様なスポーツ利用に対応できる環境

西区唯一の運動公園として、軟式野球場や硬式・軟式テニスコート、ゲートボールコート等が配置されており、緑に囲まれた爽やかな環境でプレーを楽しむことができます。また冬季には、雪中サッカー・雪中運動会・雪合戦などができる多目的広場や、歩くスキーコース、ソリ滑りのできるスロープ等が整備されており、四季を通じて様々なスポーツを楽しめる公園として、多くの市民に利用されています。



【特徴3】「インクルーシブ遊具」を備えた誰もが楽しめる空間

遊戯広場に市内初の「インクルーシブ遊具」がオープンすることにより、すべての子どもと一緒に遊び、交流を深める環境づくりが進められます。また、新たな施設であることから管理者には利用者や関係者の声をよく聴き、使い勝手のよい施設の維持運営が求められています。



【特徴4】子ども達が「遊びながら学べる」体験型施設

全国でも珍しい交通ルールを学ぶことができる「交通コーナー」があるほか、小さな子ども遊べる水遊び場「ちゃぷちゃぷ広場」、創造力と夢を育む自由工作スペース「トンカチ広場」など、子ども達を対象としたユニークな施設があり、近隣地域の子ども達やその家族に愛されています。



【特徴5】冬でも利用可能な「全天候対応型」施設

屋内グラウンドやサンルーム等を備える「ツインキャップ」は、積雪によって屋外でのスポーツ施設の利用が困難となる冬季でも、「土の上でスポーツがしたい」「屋内でも太陽の光を浴びたい」「天候に左右されずに行事をしたい」等のニーズに対応することができ、四季を通じて多くの市民に利用されています。



■ 発寒西陵公園の特徴

発寒西陵公園は、昭和 63 年に開園した 4.2ha の地区公園で、琴似発寒川と新川の合流地点に位置し、次のような特徴があります。

【特徴 1】 みどりあふれる身近な憩い・スポーツ・遊戯の場

住宅地の一角で豊かな緑に囲まれた園内には、テニスコートや少年野球場、多目的広場などのスポーツ施設があり、多くのスポーツ愛好家に利用されています。このほか、遊戯広場や芝生広場など、子ども達が自由に楽しく遊ぶことができる環境が整備されています。

また、園内には昭和 60 年に地域住民により植樹された「西陵の桜」約 50 本があり、5 月に花見を楽しむことができます。



【特徴 2】 地域と連携した管理運営体制

公園の近隣地域では、企業や地域住民が清掃を行う「アダプト・プログラム」活動が定期的・継続的に実施されており、その一環として地域の小中学校生徒による公園の清掃が行われています。また、公園が町内会等のウォーキングコースのステーションにもなっていることなど、地域のコミュニティ活動の場としても大いに活用されています。

■ 農試公園・発寒西陵公園の管理運営の基本方針

これらのことから、農試公園及び発寒西陵公園（以下、「両公園」といいます。）は恵まれた立地とともに様々な施設を有し、多様な利活用を受け入れられる特性を持っていることがわかります。

札幌市公園緑化協会(以下、「当協会」といいます。)は、平成 5 年度から屋内広場を、また平成 12 年度から公園全体を管理する中で、市民・利用者と近隣住民の方々や多くの団体と信頼関係を築いてきました。

今後も札幌市の貴重な財産である当公園の特徴を最大限に生かし、当協会の理念、運営方針、基本方針に基づき、多くの市民に愛され、利用していただけるよう、質の高い公園の管理を行っていくことに努めます。

公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

≪ 理念 ≫

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

≪ 運営方針 ≫

上記理念の実現のため、次の『5つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

「5つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 安全・安心な公園利用を徹底し、インクルーシブ遊具を中心に誰もが楽しめる相互理解の公園づくりを目指します。
6. 市民の健康づくりの拠点と位置付け、気軽に参加できる利用プログラムを提供し、日常的な公園利用の促進を図ります。
7. 四季を通じた公園の魅力向上、特に屋内広場と多目的広場を中心とした冬の利用促進を図ります。

(1) -2 事業目標

両公園の管理は、前述の特徴を踏まえ、次の5つの事業目標を立て、法人設立以来34年の公園管理で培った運営のノウハウを活用し、目標達成に向けて積極的に取り組みます。

事業目標 1 安心して利用できる公園運営

- ① 安全・安心の徹底と高い快適性を追求します。
 - ・札幌市初のインクルーシブ公園（障がいがある子ども、ない子どもと一緒に楽しく遊ぶことができる公園）としてハード・ソフト両面で誰もが利用しやすい公園を目指します。
 - ・利用案内、注意喚起などにはピクト（絵文字）表示を積極的に使用し、誰もが理解しやすい情報の提供を行います。また、情報のユニバーサル化に努めます。
 - ・近隣の学校や福祉団体等と連携して、公園を運営します。
- ② 感染症などの予防に対する取組
 - ・安全と安心を最優先に取り組み、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染予防を徹底して公園を管理します。
 - ・ツインキャップ、自転車貸出所、トンカチ広場、水遊び施設や遊具等の施設によって万がーにも感染症が発生しないよう、スタッフ一同、細心の注意を払い、「3つの密（密閉・密集・密接）の回避徹底」「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けて、来園者をお迎えいたします。
 - ・具体的対応は、当協会の安全衛生委員会を中心に検討を進め、「3つの密」の回避などを強化して可能な限り万全の感染防止策を講じます。
 - ・国、北海道、札幌市からの指示・勧告等に応じて、公園の管理、利用のあり方や形態を適宜変更します。その際は速やかにホームページ等でお知らせいたします。

事業目標 2 多様な利用とニーズに沿ったイベント・プログラムの提供

- ① 誰もが参加・利用できるイベントや用具を準備・提供します。
 - ・地域や各団体と連携し、花と緑に触れ合う場の提供とお祭りや交通安全教室、地域活性イベントなど、公園の周知や利用促進のための利用サービスを提供します。
- ② 一年を通して様々なプログラムを提供します。
 - ・自転車の貸出を通じて、児童・生徒を対象とした交通ルールや乗り方教室を開催します。
 - ・屋内外で児童や幼児向けプログラムを提供し、子どもの自由・活発な外遊びを推進します。
 - ・介護施設やデイサービス等との連携によって、園芸療法などの講習会を行います。
 - ・多目的広場を使って、ソリ遊びやスキー、雪像づくりなど冬のアクティビティを積極的に案内します。

事業目標 3 公園を活用した健康づくりの推進

- ① 手軽にできる運動習慣を身につけ継続できるよう公園を使った健康づくりを案内します。
 - ・健康遊具やフィールドを利用した健康づくりを積極的に紹介します。
 - ・屋内広場で通年実施可能な運動プログラムを提供し、必要な用具を備えます。
 - ・屋外ではウォーキングや歩くスキーコースを設定し、距離や運動効果が分かるように案内板を設置します。
- ② 各種の運動教室を開催します。
利用者の健康増進と運動能力向上を目的として、多様な運動プログラムを開催・提案します。

事業目標 4 良好な緑地景観の形成と持続可能な管理の推進

- ① 農業試験場跡地に造成された公園として、当時の面影を残しつつ良好な景観を提供します。
 - ・地域のランドマークとして、日々の清掃、健全な樹林や美しい芝生の育成・管理に努め、うるおいとやすらぎのあるオープンスペースを提供します。
 - ・園内にある花壇は、年度ごとにテーマを設定し、彩りやデザイン、環境への影響などを十分に検討して植栽します。
- ② 植物資源の有効利用、再循環に努め、持続可能な植物管理を行います。
 - ・開花後の花や実をイベントの材料として再利用するなど、資源の有効活用に努めます。
 - ・維持管理で発生する植物残渣を堆肥やチップとして再利用し、資源の循環を図ります。

事業目標 5 開かれた公園管理と地域との連携

- ① 市民の自主的な園内活動を支援し、開かれた公園管理を進めます。
 - ・植物のボランティア活動には、花壇のデザインや植栽・除草・花がら摘み、灌水等の活動に際して、必要な用具を準備・支援します。
 - ・ゲートボールコートや多目的広場で活動している団体には、コート利用時や維持管理に必要な用具等を準備・支援します。
- ② 地域との連携・協力を進め、公園の魅力と価値を高めます。
 - ・プランターや花壇への植え込みは、近隣小学校や支援学校の生徒とともに行うなど、親しみと愛着のある公園づくりを進めます。
 - ・八軒まちづくり協議会の構成員として、人と人との交流とコミュニティの活性化を図ることに努めます。
 - ・防災訓練やマラソン大会、雪合戦など、西区役所や連合町内会等が主催する取り組みについて、積極的に協力してイベントを盛り上げます。

(1) - 3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。



当協会のSDGsへの主要なアクション

11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさも守ろう
17 パートナーシップで目標を達成しよう

**適切な公園管理
みどり豊かな都市づくり**

- ・計画に基づく公園管理
- ・災害対応
- ・人や環境にやさしい植物管理
- ・レクリエーションや交流の場の提供
- ・人と人、人と緑のつながりづくり
- ・ボランティアとの協働 等



10 人や国の不平等をなくそう

**誰もが
利用しやすい
環境づくり**

- ・平等利用の確保
- ・バリアフリー対応
- ・多言語対応
- ・接遇研修 等



15 陸の豊かさも守ろう
14 海の豊かさも守ろう
17 パートナーシップで目標を達成しよう

**環境保全
環境教育**

- ・希少植物の保護
- ・観察会
- ・環境展示
- ・子どもたちやボランティアによる調査
- ・小学校等の実習受入
- ・侵略的外来種防除 等



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動対策

- ・電気使用量の削減
- ・冷暖房の節約
- ・エコドライブ
- ・産業廃棄物の適正な処理
- ・フロン類の適正使用
- ・ボイラーの適正管理
- ・グリーン購入
- ・雪の利活用
- ・雨水浸透型花壇 等

12 つくる責任 つかう責任

資源の有効利用

- ・植物リサイクル (堆肥、チップ、クラフト素材)
- ・廃食油回収
- ・機械等の長期利用 等



8 働きがいも経済成長も
5 性別平等

**働きやすい
環境づくり**

- ・ハラスメント防止
- ・安定雇用
- ・子育て支援
- ・女性の活躍
- ・研修助成制度 等



個別の取り組みについては、1 (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組 (P.8)、1 (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等 (P.11)、3 (1) 維持管理業務計画 (P.57)、4 事業の計画及び実施に関する実施内容 (P.107)、5 利用者サービス等に関する取組 (P.121) に詳記します。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営で最も重要な基本事項であると考えます。

当協会では両公園で平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針と具体的項目を定めて取り組めます。

(2) - 1 平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がいの有無、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、両公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者には、障害者差別解消法の趣旨に則り、不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

(2) - 2 平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの教育指導の徹底

当協会では、両公園における平等利用の確保・徹底のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。このことにより、公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図るなどの特別扱いや優遇等、対応に注意を要する具体的事例をミーティングなどで学び、全スタッフのレベルアップに努めます。

■ 違法・不正行為の防止

日常管理では、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、ゴルフ、花火や火気の使用、無許可の占用使用等、公園における様々な違法・不正行為や不審行為に対して、それぞれの予防対策を検討します。また、これらの行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

■ マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱マニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

その他の具体的取組

どの利用者にもできるだけ同じサービスが提供できるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、またインクルーシブの観点から管理します。

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 当公園管理事務所と自転車貸出所に車いすを各3台配置し、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう貸出情報をホームページや園内掲示で継続してお知らせします。
- b 車いす利用者等の安全確保のため、園内のバリアフリーマップを作成し、各施設のバリアフリー対応状況のほか、「インクルーシブ遊具」や健康遊具の使用方法などをホームページに掲載します。
- c 公園駐車場の障がい者用駐車スペース（4台分）は、対象者に安心してご利用いただけるよう周知と利用指導に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談やコミュニケーションボードなどによる利用案内を準備します。
- e 園内の案内表示は、誰にでも分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが視認できるように努めます。
- f 子育て中の方々が快適に利用できるよう、ベビーカーの無料貸出しを継続するほか、ツインキャップに設置されている授乳室の利用案内に努めます。
- g アンケートは、幅広い年齢層を対象にするとともに、子どもの意見も積極的に取り入れ、公園の管理運営に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差等は、日常の巡視点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行うなど、安全で平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期や代替利用の案内など、必要な情報提供に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、可能な範囲で利用調整をお願いします。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに応える情報をわかりやすく提供します。
- e インターネットだけではなく、マスコミやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示、ニュースレター、札幌市広報誌や地下鉄掲示板への掲出など、複数の手段による幅広い情報提供に努めます。

③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付は、定員を超えた場合には公正な抽選を実施します。また、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平がないように対応します。
- b 大きなイベント開催時など、通常とは異なる公園利用が発生する場合は、一般利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前にイベント内容を周知するとともに、当日も適切に対応します。

④ 有料施設の利用者対応における平等利用の確保

「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料運動施設の優先使用に係る取扱要領」に基づき、引き続き次のとおり公平・平等な対応の徹底に努めます。

- a システムを正確に理解し、公平で円滑な利用者対応を行います。
- b 予約時間には準備・片付けの時間を含むことを利用者に説明し、利用時間を守っていただくよう協力をお願いします。
- c 有料施設を適宜巡視・確認するなど、不正利用の防止に努めます。

⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けたときは、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や取扱いの差異が生じないよう、厳格に取り扱います。
- b 誰もが気持ちよく公園を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組めます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」（P.117）に記載しています。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成 20 年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成 30 年には「第 2 次札幌市環境基本計画」を策定し、2050 年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPP_RO」』を掲げています。

また、令和 2 年 2 月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和 3 年 3 月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当協会では、平成 17 年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成 18 年 3 月に ISO14001 の認証を取得しました。

そして、平成 25 年 5 月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001 から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動の取組を継続しています。

当協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」に添っていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用する EMS に基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。



(3) - 1 取組についての基本的な考え方

当公園及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全と環境意識の啓発は公園管理において重要であり、当公園は、市民にとってかけがいのない特徴のある緑空間であることから、この良好な環境の保全と市民利用の両立を図れるよう、しっかりした環境配慮の意識を持って管理を行っていきます。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施にあたって、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

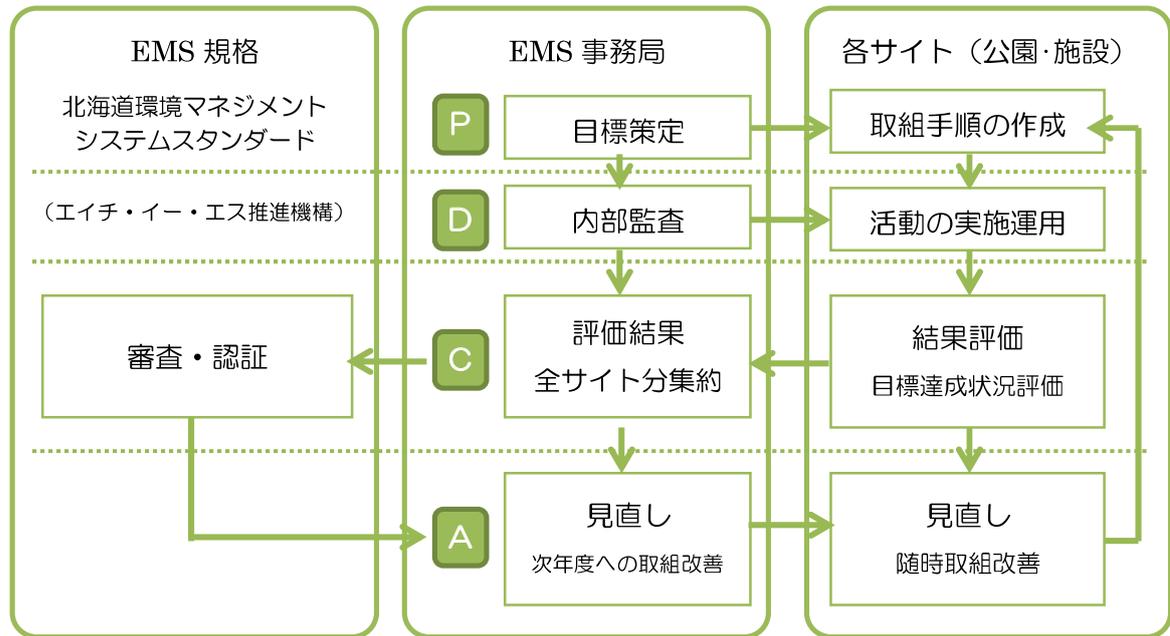
2022年4月1日

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 近藤 哲也

(3) - 2 当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会は、EMS において毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

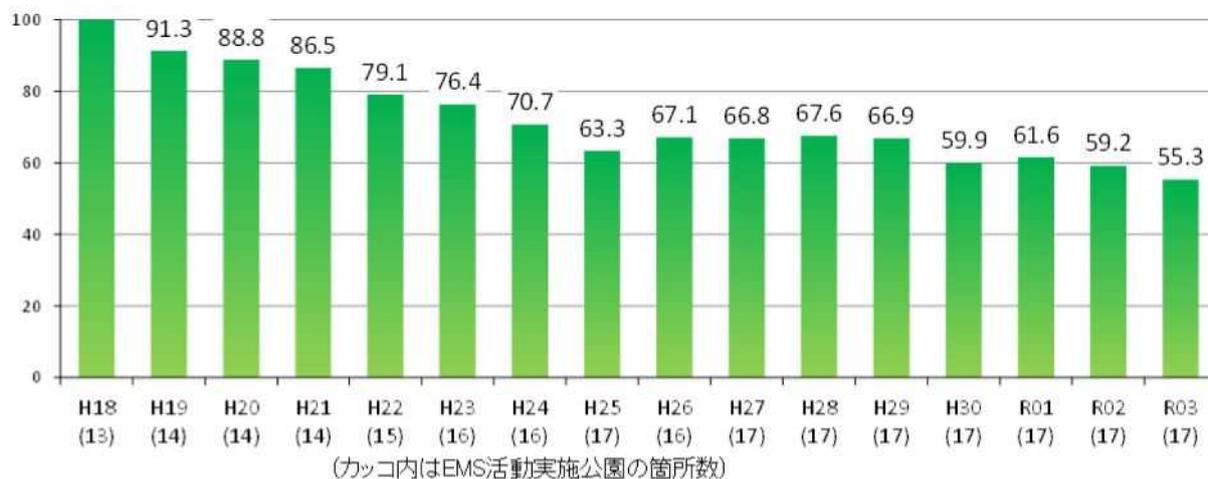
当協会EMSにおける環境目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民参加・協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。当協会の平成18年度から現在までのEMSの目標は次のとおりです。

実施年度	当協会 EMS の目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMSによる環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減は、温室効果ガスを抑制し、経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料等の項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和3年度には以下のとおり44.7%の削減を達成しています。

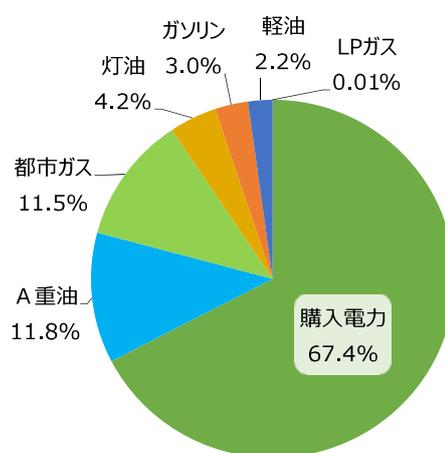


当協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移（平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値）

エネルギー使用量のうち、最も比率の高い電気使用量については、その抑制を継続してEMSの目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなど、細かな節電の積み重ねにより削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用しており、百合が原公園緑のセンター、川下公園リラククスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）を、百合が原公園リリートレインや一部公園の業務車両の燃料にはB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。



当協会のエネルギー使用量の項目別比率（令和3年度）

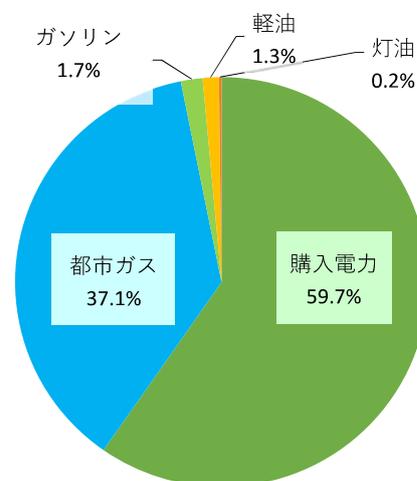
当協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成 20 年 8 月に「さっぽろエコメンバー」レベル 3 に登録し 3 年毎の更新を続け、現在に至っています。また、平成 21 年 4 月からさっぽろエコメンバー登録事業所は、同時に、北海道が実施する北海道グリーン・ Biz 認定制度「優良な取組」部門の登録事業所になることから、平成 23 年 8 月の更新時には北海道グリーン・ Biz 認定制度において「優良な取組」部門ランク 3 に登録し、同様に更新を続けています。



(3) - 3 農試公園・発寒西陵公園におけるこれまでの取組

これまでの両公園の管理においても、電気使用量削減のため屋内広場照明の節電に取り組み、利用していない箇所の消灯、蛍光灯や水銀灯の間引きのほか、毎日の天候や季節ごとに変わる日照時間などを考慮し、点灯時間をこまめに調整し節電に努めてきました。その結果、平成 30 年～令和 3 年度の平均は平成 29 年度比 13% (電気使用量) の削減を達成しています。

その他、ごみの総量削減や資源化ごみの分別徹底、暖房設備の細かな温度管理などの取組みにより、環境の負荷軽減における成果を上げています



農試公園におけるエネルギー使用量の項目別比率 (令和 3 年度)

(3) - 4 当公園における今後の取組

当公園が令和4年度にEMSで取り組む目標は次のとおりです。

当協会 EMS の環境目標 (R4)
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加 (当公園のほか一部公園)

今後も、当協会のEMSに基づく取組を継続するほか、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークへの加入を継続し、植物残渣のリサイクルや各種講習会などを通じて環境教育と啓発に取り組みます。

なお、当公園では、環境配慮に関連する具体的な取組として、次の項目について、スタッフ全員で取り組み、スタッフから環境配慮のアイデア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の簡便)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ (輸送時の環境コスト) を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル (服装と温度設定) の実施 屋内照明の積極的な消灯 (不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯 (管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 ノー残業デーの励行 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用 (メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施 (ウォームビズ) BDF 配合燃料の使用 (リリートレイン、作業機械の一部) 暖房機器の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整

自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入（エコドライブ表示付き車種の導入推進） アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ふかしの抑止徹底 タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物の不積載
-------------	--

③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機事業者によるビン・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 （簡易包装、繰り返し使用、詰替え等）
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物（剪定枝、間伐材）のリサイクル使用 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材として再利用

④ 生物多様性保全に関わる取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発
減農薬管理	木酢やフェロモントラップなどを活用した植物の病虫害対策
生物多様性に関わる連携	生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークに参加し活動拠点施設として登録

(3) - 5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者

現在、当公園で電力を調達している小売電気事業者 2 社は令和 5 年度の「環境配慮評価基準」を満たすことが見込まれることから、引き続き契約を継続し、この 2 社から電力を調達します。

なお、この事業者が令和 5 年度の「環境配慮評価基準」を満たさなかった場合は当協会の規程に基づいて入札を行うなど、環境配慮評価基準を満たす小売電気事業者から電力を調達します。